

松江市法吉地区防災計画 (松江市法吉地区防災計画素案)

～雨にも負けず風にも負けず
どんな災害にも負けない
住みたいまち住みつづけたいまち
法吉を目指して～



令和4年11月21日

法吉地区災害対策本部会議

はじめに

地区防災計画とは

我が国は、災害が発生しやすい国とされています。このため我が国には災害対策基本法を頂点に、国、都道府県、市町村それぞれのレベルに防災計画があり、それに基づいて各種の防災施策が展開されています。これは多分非常に膨大なもので、極めて緻密なものであろうと思います。

ところが、阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模広域災害を経験して、これだけでは国民の命と財産を守るには不十分ということが分かりました。各種の防災施策というのは行政の施策が中心ですが、大災害のもとでは行政の機能が失われてしまい十分な対応ができなかったのです。

災害が発生したらまず自分自身で自分の命や身の安全を守るよう努力すること、そしてまた地域コミュニティが相互に助け合うこと、いまさらながらこの2つを欠くことはできないということが身にしみて分かりました。つまり自助、共助です。それと行政―公助がうまくかみ合っはじめて円滑な対応ができるということです。

この貴重な教訓を踏まえて平成 25 年に新しくできたのが、「地区防災計画制度」です。

「地区防災計画」は、地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画とされており、私たち自身が私たち自身の問題意識により災害への対応を考え、私たち自身を守っていくという性格を持っています。

また、市町村地域防災計画と連携して共助を強化していくことも大きな目的です。

『松江市地域防災計画』には「松江市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の住民から提案を受け、必要があると認めるときは、松江市地域防災計画に地区防災計画を定める」とされています。

法吉地区防災計画は、このような背景のもとに検討が進められました。

整理しきれないところも多々あり十分なものではありませんが、計画策定を担った「法吉地区災害対策本部会議」にとって法吉地区の防災を考える上で非常にいい機会になったことは間違いありません。

松江市では初めてのものとなる地区防災計画です。皆さんのお力で大きく力強いものに育てていただければと切に願っています。

松江市法吉地区防災計画の誕生

法吉地区がこの計画策定に取り組み始めたのは平成 30 年度の終わりの頃です。

法吉地区では以前から防災意識が高く、自主防災隊も多く設置されていました。防災訓練も毎年行われていましたが、法吉地区の災害は水害が多いということから、水害を想定したものが多くを占めていました。しかし実は、床上・床下浸水など水害の被災者は法吉地区の 10～15%程度と推定され、実際の被害感覚とはギャップがあることも指摘されていました（令和 3 年夏の豪雨で被害を受けたという報告があったのは法吉地区 17 自治会中 6 自治会、床上・床下浸水は 10 軒ほどでした）。このようなことから地区全体を俯瞰した計画の策定が求められていたのです。

その後、作業はコロナ禍などで延びのびとなっていましたが、今やっとな皆さんのお手元に『松江市法吉地区防災計画』（以下「計画」）としてお届けすることができるようになりました。

この計画は、今後「法吉地区防災計画素案」として松江市防災会議に提出し、その審査を受ける予定です。そして『松江市地域防災計画』に反映され、連携が進むことを期待しています。

「計画」の内容

「計画」は、法吉地区の概要や地区で特に心配される災害、これらへの対応の進め方などを整理しています。

1.法吉地区の概要

法吉地区の人口、地形や過去の災害、原子力発電所に隣接していることなど、地区の概要をお示ししています。

2.今後発生が心配される災害

これからも種々の災害に注意しなければなりません、その中でも今後注意すべきものとして次の2つのものがあるとの認識を示しました。

- ①近年とみに激甚化が指摘されている豪雨災害への対応
- ②中国電力島根原子力発電所2号機が再稼働し事故が生じた場合の対応

3.今後の災害対応の進め方

災害対応を進めるに当たっての柱は次のとおりとしました。

- ①防災意識の共有
- ②要配慮者支援のための仕組みづくり
- ③防災の知識や技術の充実・向上
- ④人材の確保と充実

なお、今後の災害対応を進めるに当たっては、令和3年夏の豪雨災害の教訓を十分に生かし、災害対策本部の設置の仕方や公民館の災害対応の在り方、防災備蓄資機材について見直し・充実を図るべきだとしています。

4.防災活動

法吉地区の「防災活動展開の基本」から、「避難所の設置運営」の例までを掲げました。

- ①防災活動展開の基本
 - ・自治会加入促進への取り組み
 - ・新たな災害への柔軟な対応

- ・画一的な災害対応からの脱却
- ・老若男女共同参画の防災活動
- ・消防団・自主防災隊との連携 など

②法吉地区災害対策本部会議活動体制

- ・より多くの女性の参画など法吉地区災害対策本部会議の充実

5.具体的な活動

①平常時における防災活動

- ・研修や広報、地区の安全点検の実施等
- ・要配慮者支援のための研修等の実施
- ・消防団、自主防災隊との合同訓練 など

②今後実施を検討する活動

- ・まつえマイ・タイムラインの普及
- ・ため池災害への対応
- ・公民館の充実促進 など

6.原子力災害への対応

- ①原子力災害の特性
- ②法吉地区原子力災害対策本部
- ③避難先災害対策本部の設置と対応
- ④留意事項

7.避難所の運営

- ①避難所運営の基本
- ②避難所運営支援の基本
- ③避難所運営の例
 - ・法吉公民館の場合
 - ・法吉小学校屋内体育館の場合

8.防災関係施設・資機材等リスト

9.災害への対応（タイムライン）

豪雨、地震、原子力事故について、自治会員、自治会役員、各種団体役員、法吉地区災害対策本部会議構成員、それぞれの皆さんが、いつ、どのような防災あるいは避難行動を取ればいいのかを、一つの目安として整理しました。

目 次

1. 法吉地区の概要.....	3
(1) 地区の範囲.....	3
(2) 地区の基本特性.....	3
(3) 地区の災害の特性.....	3
2. 今後発生が心配される災害.....	6
(1) 豪雨・水害・土砂災害.....	6
(2) 原子力災害.....	7
(3) 地震・津波災害.....	7
(4) その他の災害.....	8
3. 今後の災害対応の進め方.....	9
(1) 災害対応の柱.....	9
(2) 令和3年夏豪雨災害の教訓を生かす.....	10
4. 防災活動.....	12
(1) 防災活動展開の基本.....	12
(2) 法吉地区災害対策本部会議活動体制.....	14
5. 具体的な活動.....	15
(1) 平常時における防災活動.....	15
(2) 今後実施を検討する活動.....	16
6. 原子力災害時の対応体制.....	18
(1) 原子力災害の特性.....	19
(2) 法吉地区原子力災害対策本部.....	19
(3) 避難先災害対策本部の設置と対応.....	20
(4) 留意事項.....	21
(5) 当面の対応.....	21
7. 避難所の運営（初夏・豪雨・平日・昼間）.....	23
(1) 避難所運営の基本.....	23
(2) 避難所運営支援の基本.....	23
(3) 避難所運営の例.....	24
8. 防災関係施設・資機材等リスト.....	26
(1) 避難所.....	26
(2) 関連機関の電話番号等.....	26
(3) 保有資機材リスト.....	27
9. 災害への対応（タイムライン）.....	28
(1) 豪雨災害.....	28
(2) 地震災害（震度6弱以上を想定）.....	29
(3) 中国電力島根2号機原子力事故.....	30
10. おわりに.....	31

11. 【資料編】	33
(1) 令和3年度法吉地区災害対策本部会議構成員名簿（令和3年6月）	34
(2) 令和4年度法吉地区災害対策本部会議構成員名簿（令和4年6月）	35
(3) 法吉地区防災計画策定記録（令和3年～令和4年）	36
(4) 令和4年度法吉地区自治会・自主防災隊一覧	37
(5) 令和4年度松江市自治会等加入状況	38
(6) 法吉地区のため池	39
(7) 法吉地区被害アンケート（令和3年夏豪雨災害）	40
(8) 公民館等の対応記録（令和3年夏豪雨）	41

1. 法吉地区の概要

(1) 地区の範囲

この計画の地区の範囲は松江市法吉公民館区で、18の自治会からなる。

(2) 地区の基本特性

① 地区の社会特性

「法吉」は、奈良時代に完成した『出雲国風土記』にその名を見ることができるなど、非常に古い歴史を持つ地域である。

古くからの農村地帯であったとされるが、昭和40年代半ばより徐々に団地造成や宅地開発が進んで人口の流入が続き、新旧住民が混在する地域社会を形成するようになった。

当地は国宝松江城を間近に望む場所に位置しており、地区内には毛利と尼子の古戦場として有名な白鹿山と真山がある。夏になるとホテルが飛び交うなど、歴史と自然に恵まれた地域である。地区内には日用雑貨や生鮮食品等を販売するスーパーマーケットや大型店が点在しており、また、銀行や医療機関も多く日常生活には大変便利になっている。

伝統的に公民館を中心に自治会を始めとする各種団体が連携して「まちづくり」「コミュニティづくり」活動を活発に展開している。中でも、平成18年度より「災害時における地域での助け合い事業」（おねがい会員・まかせて会員事業）を展開しており、全国的にも大きな評価を受けていることは特筆すべきであろう。

② 人口等

法吉公民館区では、平成12、13年度の公民館区再編により一時期世帯数、人口ともに大幅に減少した。その後新たな団地造成やマンションの建築等に伴う人口の流入が続き地区人口は増加傾向にあったが、平成29年をピークに微減傾向に転じている。一方、世帯数は増加傾向にある。

高齢化率は22.8%であり、松江市内29自治会・町内会の中で2番目に低く、若い地域といえるであろう。

しかしながら、令和4年の自治会加入率は58.4%と市内自治会・町内会の中で下から8番目の低さであり、まちづくりという観点からも、また地区防災上の観点からも大いに問題としなければならない。

●人口（令和4年4月）	12,393人（5,472世帯）
●高齢者（65歳以上）人口（令和4年3月）	2,822人（高齢化率22.8%）
●自治会加入世帯（令和4年4月）	3,193世帯（加入率58.4%）

(3) 地区の災害の特性

① 地区の地形と過去の災害

(ア) 地形

法吉地区は、もともと農村地帯であったことから平坦な低湿地が多く、小河川が縦横に複雑に走っている。このような地形のため、河川改修が進み多くの改善が見られるものの、一部の地域はいまだに水害常襲地帯となっている。



また、農業用のため池が散在しており、そのうちの多くが老朽化等により新たな水害源になりつつあることにも注意しなければならない。

ただ、高い山がなく大きな川もないことから、大規模な土砂災害や越水被害の恐れは少なく、家屋倒壊等氾濫想定区域¹は設定されていない。

(イ) 過去の災害

過去の災害を、水害、風害、火災、地震、雪害、その他に分類して、大正 11 年（1922 年）から令和 3 年（2021 年）までの 100 年間の災害発生状況を概観した。

その結果は次のとおりで、水害が大きなウエイトを占めている（『松江市周辺の自然災害と環境改変史』²を参考にさせていただいた）。

- ・歴史に残っている、あるいは残ると思われる災害発生件数は約 110 回で、おおむね毎年発生している計算である
- ・災害のうち最も多いのは水害で 40 回以上発生している。おおむね 2 年半に 1 回発生している計算であり、水害発生総件数の半数以上は 7 月に集中している。
- ・記憶に残る大水害は、宍道湖があふれた昭和 47 年豪雨災害を筆頭に、平成 18 年豪雨災害、さらに令和 3 年 7 月～8 月の豪雨災害（以下「令和 3 年夏豪雨災害」という）がある。いずれも 7 月を中心に発生している。なお、規模は小さいが、平成 29 年、令和 2 年にもやはり 7 月に法吉地区は大雨に襲われ、住宅への浸水や道路の冠水等を経験している。
- ・最新の令和 3 年夏豪雨災害の場合、法吉地区の 17 自治会の中で被害を受けたのは 6 自治会である。以前の被害状況は記録に残っていないが、おおむね同様の傾向があったのではないかと推察される（末尾「令和 3 年 7～8 月豪雨法吉地区自治会別被害（アンケート調査）」参照）。
- ・水害に続いて多いのは風害（20 回弱）、雪害（10 回弱）、地震・火災（ともに 5 回程度）が続く。
- ・その他は干ばつや冷夏、赤潮による被害などであり、20 回弱を数える。



② 原子力発電所

松江市には全国で唯一、「県庁所在地の原子力発電所」がある。中国電力島根原子力発電所がそれであるが、法吉地区は北端がこの発電所から数kmのところにある。

発電所には 1 号機から 3 号機の発電機があり、1 号機は廃止措置作業中、3 号機は建設工事中である。

2 号機は定期点検などで稼働を中止していたが、平成 25 年 12 月、再稼働に向けた「設置変更許可申請書」、「工事計画認可申請書」及び「保安規定の変更認可申請書」が中国電力から原子力規制委員会に提出され、審査が開始された。

令和 3 年 9 月には「設置変更許可」に関する審査が終了、福島第一原子力発電所事故を踏まえた新規

¹ 家屋の倒壊・流出をもたらすような激しい流れが発生する恐れがある堤防沿いの地域を「家屋倒壊等氾濫想定区域」として推算・設定されている。この区域は早期の立退き避難が必要とされている。

² 島根大学名誉教授 林正久氏が『新修松江市史』、『松江市史』、『松江市年表』、『島根県歴史大年表』から松江市の災害等の状況を、大宝元年（701 年）から平成 12 年（2000 年）にわたって整理されたもの。

制基準による審査に合格し、設置変更は許可された。

その後、地元住民に対する説明会の開催や周辺自治体との調整など、諸手続が進められている(令和 4 年 9 月)。

法吉地区は2号機の PAZ に隣接する UPZ³の中にある。万一のことがあれば法吉地区には大きな影響があるものと考えられ、十分な注意が必要である。

●法吉地区の最大浸水深は？

松江市ハザードマップにある「浸水想定区域」の想定条件—斐伊川流域の48時間総雨量 516mm、宍道湖・中海流域の48時間総雨量 505mm になった場合の想定」とはなんだろうか？

これは国土交通省の中に設けられた検討会が、過去数十年間の大雨について、降雨の特性等を解析し、想定しうる最大規模のものとして設定した最大降雨量をもとに、斐伊川の流域面積等を考慮して算定されたものだそう

だ。「48時間総雨量 516mm」、これがどのくらいの雨量かというと、令和 3 年の 7 月豪雨が 9 日間で 460mm。これと比較すると相当に激しい雨である。

発生確率は 1000 年に 1 度程度とされる。1000 年に 1 度ということ、経験することなどなさそうな気がするが、この頃の雨の様子を見ているとひょっとするという気もする。

松江市ハザードマップによれば、想定のお雨でも法吉地区の浸水深は最大 3.0m 未満であり、右上図「標準」からすれば 2 階のある家屋にお住まいであれば取りあえずの難は避けることができる。しかし、浸水実験の映像などを見ると、1 階が全部水没するということは大変なことだ。想定以上の雨があるかもしれない。家の立地条件等も考慮し、十分な備えをすることが大切であろう (K)。



家屋と浸水深 (国土交通省資料)

³ IAEA の国際基準で、原子力発電所で事故が発生し緊急事態となった場合に、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を開始する PAZ (Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域) と、屋内退避などの防護措置を行う UPZ (Urgent Protective action planning Zone : 緊急防護措置を準備する区域) を設けることになっている。PAZ は原子力発電所からおおむね半径 5 km を、UPZ は原子力発電所からおおむね半径 30 km を目安として、地方公共団体が地域の状況等を勘案して設定することと定められている (内閣府)。

2. 今後発生が心配される災害

前述のように、いろいろな災害がこれまでもほぼ毎年発生していた。法吉地区には関係がない赤潮などもあるが、概して災害は常に身近にあるとわかっていい。

その中で、法吉地区は地形的にもまた過去の被災状況からしても、ため池のことなど新たな課題を含めて、やはり水害への備えを考えなければならないであろう。

そして、新しい局面を迎えている原子力発電所の事故についても、避けることなく対応を考えていく必要がある。

なお、他の災害も発生する可能性はもちろんあるが、災害発生後の対応という点においては共通するところも多い。このことについて強く意識し、幅広い応用が利くような対応を考慮しながら、仕組みづくり、ひとづくりあるいは訓練を進めていくものとする。

(1) 豪雨・水害・土砂災害

歴史的にも法吉地区最多発生災害であり、さらにこのところ降雨はいよいよ激しさを増している。令和3年夏豪雨災害の際には、中国地方で初めて「線状降水帯の発生」が伝えられた。

地球の温暖化が進む中で、豪雨災害は激甚化・長期化しており、右図にも見られるように大雨のリスクは増加している。

河川改修が進められ大きな改善は見られるものの、まだまだ安心はできない。今後、行政に対して河川改修の促進や氾濫監視体制等のいっそうの充実を求めるとともに、自治会内の助け合いや連絡体制などを自助、共助能力を高めていく必要がある。

① 河川の氾濫

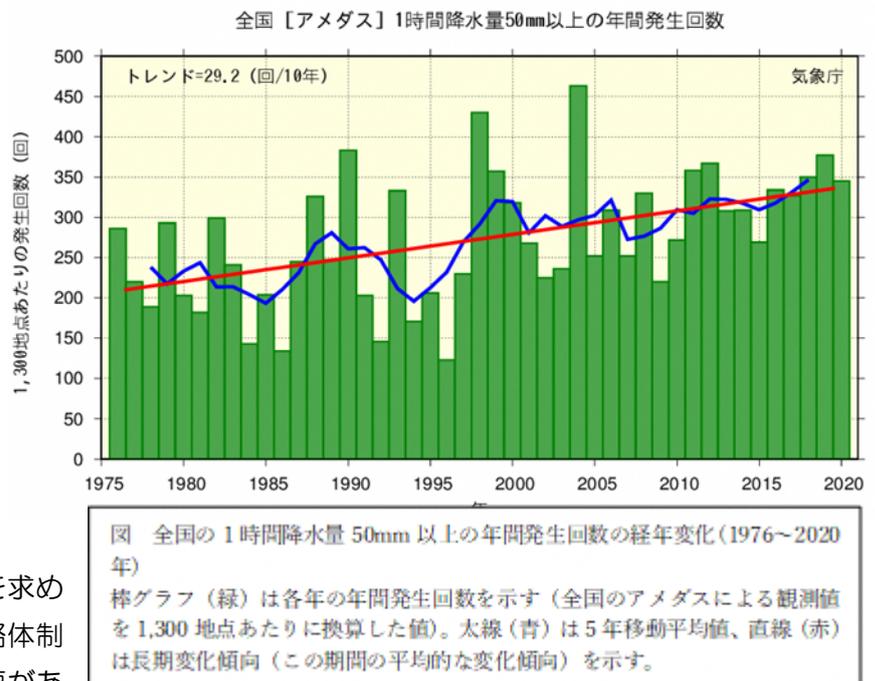
地区内の比津川、北田川、桜川は沿岸が水害常襲地帯となっており、引き続き水害の発生が懸念され、中川についても改修が終わっていないこともあり、十分な注意が必要である。

② 土砂災害の発生

地区内には100か所以上の土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）があり、その一部は住宅地に極めて隣接あるいは重なっている。先に述べたように、法吉地区は大規模な土砂災害や越水被害の恐れは少ないと考えられるが、令和3年夏の豪雨の際には民地内で土砂崩れが確認されており、油断は禁物である。

③ ため池の決壊

法吉地区には現在12のため池があり、その管理は利用者で構成される水利組合に委ねられている。管理費用は基本的には受益者負担でまかなわれるということになっているが、農業用水利用者数の減少と高





ため池（白鹿大池（下））

齢化により管理が困難になってきている。

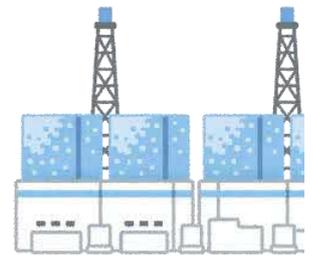
多くのため池は老朽化のため決壊の懸念が生じており、決壊すればその下流地域が浸水や土砂の流入被害を被る恐れがある。

不要なため池は行政的に廃止などの処分がなされているが、なかなか手が回らないというのが現状であり、このような状態に対する十分な認識と新たな

取り組みが必要である。

（２）原子力災害

原子力発電所の安全を確保するために、「五重の壁」と呼ばれる放射性物質を原子炉建屋内に閉じ込める構造(略)。また、運転中の力や温度に対して余裕のある設計に加え、誤動作があっても常に安全側に作動する「フェイル・セーフ」や、誤操作を許さない「インター・ロック」と呼ばれるシステムを採用し、さらに「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」ための装置も備えられているなど、“多重防護”の考え方で設計されて」（松江市地域防災計画(原子力災害対策編)の概要) いる。さらにこの発電所に近い活断層「宍道断層」は、その長さがかつての22 kmから39 kmに見直されるなど、安全には大きな注意が払われているように思える。

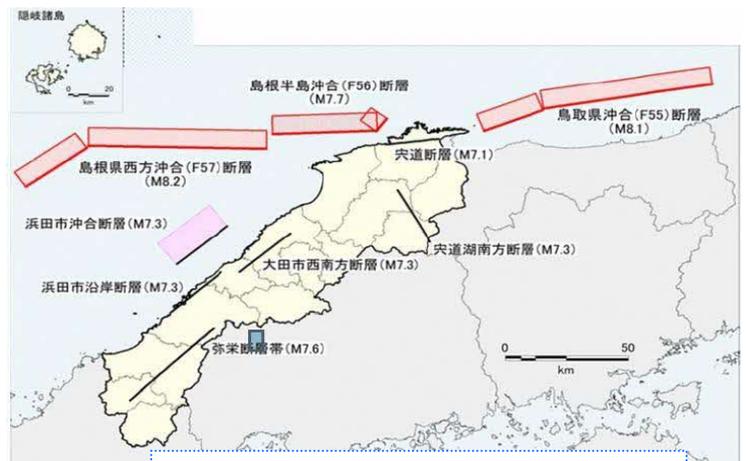


しかし令和3年10月に開催された原子力規制庁、内閣府等が説明者になって開催された「島根県原子力発電所に関する住民発電所住民説明会」で説明者側が明言したように、「どんなに対策を講じたとしてもリスクは必ず残る、ゼロには絶対にならない」。原子力発電所を巡っては賛否両論があり予断は許されないかもしれないが、本地区としては当面2号機の再稼働を見据えた十分な対応を考えておく必要がある。

（３）地震・津波災害

島根県内で起こる地震については、平成31年に策定された「島根県地震津波防災戦略」には陸域、海域各5ずつ、合計10の地震が想定されており、この想定の下に耐震化対策、土砂災害対策等が進められている。法吉地区に震源が最も近いのは、真山山頂の少し北側を東西に走る「宍道断層」で、中国電力島根原子力発電所とも近く、万が一の場合には原発事故に結びつく懸念があることが指摘されている。

地震災害は大規模なものは記録に残されておらず、松江市では2000年の鳥取西部地震⁴の震度5強が最大とみなされているなど、地震災害の恐れは比較的少ないように思われる。しかし、可能性はある。「まさか」ということのないよう、対応態勢は整えて



陸域の地震（地震動を想定した地震の断層位置図）

⁴ 伯太町（現安来市）、八束町（現松江市）、安来市などで、重症2名、住家全壊34棟など、大きな被害があった。

おく必要がある。

津波については、島根県が作成した「津波浸水想定図」⁵(平成 9 年 3 月)によれば、法吉地区まで達することはないと見込まれている。

(4) その他の災害

平成 23 年豪雪に見られるように、温暖化が進む中でも豪雪の懸念はある。

火災は生活様式の変化等に伴ってずいぶん減少したように見える。しかし、令和 3 年 4 月には市内島根町で 22 棟の建物が全焼するなどの大規模火災があった。

これらの例に見られるように、災害に見舞われないとの保証はどこにもない。現在のコロナ禍やこのところ毎年最高気温が更新される夏の暑さなども災害かもしれない。

災害は必ずやってくる。想像を超えた形でやってくるかもしれない。自分の身は自分で守るという自覚の必要性や助け合いなどの対応は共通という認識のもとに、常日頃から災害への備えを忘れないようにしたい。



⁵ 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域と水深を表したもの。

3. 今後の災害対応の進め方

法吉地区が力を合わせて防災のための取り組みを続けていくために、忘れてはならないことがいくつかある。それを「災害対応の柱」としてまとめた。

また、令和3年夏水害の経験を生かし次につなげて行くことも大切である。

さらに、どのような災害に目を向けて対応を進めていくかについても目を配っていく必要がある。

(1) 災害対応の柱

次に述べることは、防災力を高めるためにぜひ心に留めておきたい事柄である。防災への取り組みを進める上での柱とっていいかもしれない。

なお、防災力を強化するためには国や県・市、消防、警察等と密接に連携していくことは非常に大切である。自助、共助、公助というが、災害に備え、災害と闘い、災害から復旧する際に、公的な力は絶対に必要である。常に連携し、協力することを忘れてはならない。

防災のためには河川改修や砂防工事など、基盤の整備一ものづくりが必要である。これは地域の手には余る。それは行政にまかせなければならないだろう。

一方、行政にはなかなかできないこと、それは地域の結びつき、助け合い、すなわち仕組みづくりであり、それを支えるひとづくりである。私たちはこのような観点から防災、減災に積極的に取り組みを進めたい。

●防災と減災

災害への備えとしては「防災」と「減災」と、2つの言葉がある。防災は災害を未然に防いだり、被害を防いだりするという対応を指し、減災は災害、または災害による被害は避けられないという前提のもとに、その被害を最小限に軽減しようとする対応を意味することが多い。

いずれも人命や財産を守ろうとするものであるが、減災の方がより現実的なものかもしれない。ここでは区別する必要がないと考えられる場合は「防災」に両方の意味を持たせて使っている(K)。

① 防災意識の共有

第一番目に、防災意識の共有である。

「災害は来る、それに対しては先ず自分たちの力で身を守らなければならないし、備えをしておかなければならない」という意識をみんなが持つことである。それが出発点である。

災害への備えの第一歩は自助であることを自覚し、万一の場合どう動くか、防災グッズは準備できているかなど、しっかり考えておく必要がある。「備えよ常に」である。

② 災害時要配慮者支援のための仕組みづくり

自分の力だけでは身を守ることができない人たちがいる。それを災害時要配慮者と呼ぶが、これらの人に対する支援は非常に大切である。しっかりと支援するための仕組みづくりを進めていく必要がある。

災害時要配慮者は、体力の衰えた高齢者や障害のある方、妊婦、乳幼児だけでなく、日本語を話せない

外国人の方、旅行者などを含むとされているが、場合によっては女性もその中に含まれることがあるなど、災害時要配慮者は、その場の状況によっても変化することも理解したい。

③ 知識や技術の充実・向上

災害時、あるいは被災後、要配慮者を支援したり、避難所の運営を手伝おうとするとき、ちょっとした知識や技術があれば心強い。日常生活にも役立つかもしれない。訓練や学習会等に参加して基礎的なものを身につけておきたい。また、学ぶ機会を通して仲間づくりを進めることも大切であろう。

④ 人材の確保と育成

最後に、人材である。何を行う場合でもその基本をなすのは人である。

法吉地区には多くの多様な人材がいると思われるが、十分に把握できていない。災害の時に力になってもらえ、リーダーにもなってくれる人を把握し、さらに意欲のある人を次のリーダーとして育成することも考えたい。

特に、日頃から訓練を受け、これまで豪雨災害等で活躍してくださった消防団や自主防災隊の皆さん、災害関連の職の経験者、災害研修を受けたことのある人などには幅広い活躍を期待したい。

(2) 令和3年夏豪雨災害の教訓を生かす

松江市では、令和3年7月4日から12日までの9日間に総雨量460.5mmを記録、7月の降水量の平均値の2倍を超えたところがあるなど、まさに記録的な大雨を経験した。これは昭和47年や平成18年の豪雨に匹敵する雨量であり、人的被害はなかったものの家屋等に大きな被害をもたらした。

7月7日午前6時には松江市橋北地区が警戒レベル4となり、避難指示が発令された。法吉地区でも床下浸水や避難者が出るなどの被害があり、法吉地区災害対策本部が設置され、7月12日には法吉公民館に4人の避難者があった。



黒田町西原地区（令和3年7月7日朝）

さらに8月13日未明、松江市では大雨警報（土砂災害、浸水害）、洪水警報等が発表され、市内すべての公民館に避難所が設置された。法吉公民館にも避難所が開設され、市役所からの参集・派遣職員が対応に当たった。

この一連の豪雨災害を本計画では「令和3年夏豪雨災害」と呼ぶ（法吉地公民館等の対応の詳細は資料編「公民館等の対応記録（令和3年夏豪雨）」を参照されたい）。

令和3年夏豪雨災害では混乱もあったが、学ぶことも多かった。この経験は、水害に限らず他の災害にも応用しつつ、ぜひ今後を生かしていきたい。

① 地区災害対策本部の設置の仕方と機能

令和3年夏豪雨災害に際し橋北地区への避難指示が出されたのと同時刻の午前6時に、法吉公民館に法吉地区災害対策本部（以下「地区本部」）が設置⁶された。

⁶ 法吉地区災害対策本部会議は常設の組織で、防災計画の策定等を行うとともに災害発生に対応して法吉地区災害対策本部を設置する。両組織の構成員は同じである。法吉地区災害対策本部は、本部長と公民館長が協議して設置を決定することになっている。災害対策本部が設置されたのは、この制度が設けられて以来初めてのこととされる。

午前 8 時前後に法吉公民館から地区本部構成員に地区本部設置について電話連絡したがすでに地区外へ出勤している地区本部員もあり、当面参集は不要とした。公民館職員はすべて出勤していた。地区本部長は公民館で待機したが対応すべき用務は皆無であり、しばらくして退出した。

この経験からすれば、市の防災計画に基づく地区災害対策本部は少なくとも災害発生直後は設置の必要性は乏しく、また本部員の集合には無理も困難もあり、地区本部の設置の仕方やその機能については今後大に見直す必要があると考えられる。

また、降雨期の前には法吉地区災害対策本部会議としても、災害時要配慮者の安否確認や訓練に積極的に関与するとともに、事前の注意喚起、公民館の備蓄品の確認など、避難者支援対応準備を促進すべきであったと反省している。

② 法吉公民館の災害対応の在り方

今回の災害中に、法吉公民館には幾度か法吉地区の皆さんから状況照会等の電話があり、避難してきた人たちがあったが、公民館は十分には対応できなかった。

これは入ってくる情報がない、避難者に対しては自主的な対応がとりづらい、などの理由による。備品についても不足があったが、これは次に述べる。

前述のとおり法吉公民館を中心とした対応の詳細は資料編にまとめたので詳しくは述べないが、地域の防災の拠点として主体的で、柔軟な対応⁷ができるよう、人的体制の強化等も含め、公民館の在り方を少なからず見直す必要がある。



③ 防災備蓄資機材の見直し・充実

法吉公民館の防災倉庫等には多くの資機材が備蓄されており、毎年確認が行われている。しかし、これらの必要性や、「だれが、どんな場合に、どのように、これらの資機材を使用するか」⁸などの確認は十分なされていない。

地区の安全性と備蓄資機材の有用性を高めるため、利用者や現場の意見を踏まえた資機材の再確認、再配備が必要である（26 ページ「保有資機材リスト」参照）。

⁷ 「(公民館職員は) 市職員と連携を図り、できる限りの協力を行う」、「…福祉部職員が避難所責任者として交代制で対応」(『風水害で公民館が避難所となる場合のマニュアル』)、「指定管理者(法吉公民館運営協議会)は松江市の指示に従い、必要な対応を行わなければならない『松江市法吉公民館の管理に関する基本協定書』」

⁸ 『松江市地域防災計画』には、「震災対策編」などに「避難所において短期避難所生活の受け入れ・保護活動に用いることを目的とする」(P.72)とされているなど、各所に必要物が示されている。

4. 防災活動

ここでは、防災活動を展開するに当たっての基本的な取り組みの進め方と法吉地区災害対策本部会議の体制、そして具体的な活動について述べる。

(1) 防災活動展開の基本

① 自治会加入率の向上

法吉地区では、先に述べた災害対応の柱のもとに令和 3 年夏豪雨災害の経験を生かしながら、法吉地域の特性に応じた防災活動を展開する。その基盤となるのは法吉地区の各自治会であると思う。

しかしながら、本地区の自治会加入率は低い。これでは大規模災害への対応は困難である。

したがって、法吉地区災害対策本部会議としては、基本的な活動目標の筆頭に本地区の自治会未加入の皆さんの自治会への加入促進を掲げたい。

本地区の自治会加入率は現在 58.4 パーセントであり、このところ若干上昇しているものの長期的に見れば漸減状態である。この改善のために積極的な研究と研修などを行う。

② 地道で継続的な活動

災害は忘れた頃にやってくるという。また忘れぬうちにやってくるともいう。全くままならないものである。

しかし、法吉地区の歴史を振り返っても分かるように、災害は必ずやってくる。災害に遭ったときにいつも言われる言葉が「まさか」である。平常心バイアス、正常化の偏見といわれるもののなせる業でもある。この「まさか」をできるだけ少なくするのが、防災であり、減災である。

これらは何かをすれば、すっと実現するというものでは決してない。

災害は必ず来るという前提で、地道に、継続的に、いざというときに役立つ訓練や研究を毎年続ける。

③ 新たな災害への柔軟な対応

法吉の町を散策してみると、いつの間にか新しい住宅街や道路ができていて驚く。改めて周りを見渡すと、少し前は田んぼであったところが今はもう影も形もない。これはかつての遊水池がなくなったということでもある。

雨が降るとあっという間に浸水することをこの頃多く経験する。市の関係課の方に聞くと、強い雨がピンポイントで降るようになったとのことで、温暖化も大きく影響しているようだ。

この『法吉地区防災計画』を検討しているときに、「ため池」の問題が提起された。老朽化したため池を管理することが困難になってきたという問題である。社会、気候の変化で災害の質が変わり、新たな災害が生まれている。

このような状況に対応するため、常に「防災」の視点を持って地域を見回り、対応を進める。

④ 地域別重点対策災害

法吉地区は広い。令和 3 年夏豪雨災害も松江市全体として、あるいは法吉地区全体として大きな被害を受けたが、家屋浸水等の被害が生じたのは限られた地域であって、大半の地域では日常とほとんど変わらない生活が営まれていた。

このことから、今後防災訓練などを一律に行うのではなく、災害の種類によって対象地域や対象者等によって異なる訓練等を実施するようにする。当面、豪雨災害被災地対象訓練、ため池下流地域防災訓練などの実施を検討する。

⑤ 老若男女共同参画の防災活動

防災や避難所の運営等には、老若男女の視点が必要である。先にも記したが、被災者や避難者の中には、女性を含め、要配慮者がいる。これらの人に対しては、その立場に立って支援できる人が必要である。

このような観点から、防災を考え、避難所の運営を考える場にも、その立場を代表できる人を加えることが必要である。特に女性については防災活動を進める上で大きな力を発揮することが期待され、積極的な参画を求めたい。

このため、法吉地区災害対策本部会議に女性委員の大幅な増員を図るとともに、防災訓練の企画、実際の訓練等にも女性に積極的に加わってもらうよう努める。

⑥ 消防団との連携と自主防災隊の強化

東日本大震災などの大自然災害、さらに近年の気候変動の影響等による既存の想定を上回る災害の多発などの状況を踏まえ、行政のみでは被災者の救助等に限界があることが分かってきた。一方、生活様式の多様化、世帯構成の変化等により、かつてあった地域社会とのつながり、住民同士の結びつきは希薄になりつつある。このような中で、消防団や住民自身が支え合う自主防災隊への期待は大きくなってきている。

現在、法吉地区には松江市橋北方面団法吉分団26人の消防団員がおり、法吉地区18自治会中14自治会に自主防災隊（類似の組織を含む）、1自治会に婦人消防クラブが設置されている。しかしながら、これまで法吉地区の防災訓練等に、消防団員として、あるいは自主防災隊員として研鑽を積んでこられた皆さんに、その立場から参加していただく機会は少なかった。

今後これを改め、参加していただくだけでなく、地区の防災を積極的にリードしていただきたいと期待し、活躍の場を広く提供するよう努める。

また、自主防災組織及び当該組織に準ずる組織の連携と協力を進め、法吉地区の防災力の一層の強化を図るため、連絡・協議のための組織の設置を進める。

●消防団とコミュニティ

「阪神・淡路大震災においては、普段から消防団と地域住民との密接な連携が図られている地域において、初期消火、救助、避難、また、被災者への支援活動等、適切な対応がなされ、大きな成果がもたらされた。分団長の要請で住民が重機やバール等の資機材を持ち寄り救助活動に大きく貢献した例など多くの例が報告されている。このことから、消防団が地域住民と一体となった防災体制を普段から作り上げておくことが、災害時においていかに重要であるかが改めて認識されたところである」。これは『消防団を中核とした安全で災害に強いコミュニティづくり委員会報告書』（概要、平成9年消防庁）の1節である。

平成9年といえば、阪神・淡路大震災の2年後、大震災の直後といっている頃である。阪神・淡路大震災は、我が国の災害対策の転換点となった災害とされているが、この1節は地域の皆さんと一緒に活動する消防団員の姿を彷彿とさせ、読んで勇気が湧いてくるような気がする。

法吉地区の消防団の方に「災害の時困ったら相談してもいいですか」と聞いたら「いいですよ！」と力強く答えてくださった。心強いことである。(K)



(2) 法吉地区災害対策本部会議活動体制

法吉地区災害対策本部会議は、防災計画の策定や災害への対応、避難所の運営支援などを的確かつ柔軟に行うため、次の考え方のもとに設置する（資料編「法吉地区災害対策本部会議構成員」参照）。

- ① 法吉地区災害対策本部会議（以下この項において「会議」という）は、法吉地区の次の各号の委員で構成する。
 - ① 自治会、防災及び福祉関係団体の代表（1号委員）
 - ② 指定避難所・福祉避難所および警察等関係機関の代表（2号委員）
 - ③ 松江市職員（法吉地区の公民館参集職員、3号委員）
- ② 災害時の対応や避難所運営の支援は、1号委員、3号委員及び事務局で構成する「法吉地区災害対策本部」（以下この項において「災害対策本部」という）が中心となって行う。
- ③ 会議及び災害対策本部には、積極的に女性の参画を求め、全体の半数とすることを目標とする。
- ④ 会議の構成員は、積極的に情報交換に努め、「顔の見える助け合える」関係づくりを進める。
- ⑤ 会議は、隣接する地区との交流にも十分配慮しなければならない。
- ⑥ 1号委員については、当該団体の構成員の力を十分発揮してもらうよう努める。

なお、役員の具体的な行動については「7.避難所運営の支援」及び「9.タイムライン」に、令和4年度の個々の役員の役割分担等については「11.資料編（2）令和4年度法吉地区災害対策本部会議構成員名簿（令和4年6月）」に、それぞれ示す。

また、原子力事故発生時の役員の対応については、「6.原子力災害対応体制」で述べる。



5. 具体的な活動

(1) 平常時における防災活動

平常時の防災活動については次表のようなことが考えられる。

年度ごとの活動は毎年度の事業計画や関係団体間の調整を通じて具体化する。

項目	具体的内容	説明
防災意識の共有 ～広報、イベントなど～	防災をテーマとする自治会長研修を実施する。	4月頃
	地区の防災活動内容を周知するため、地区防災計画の概要版を配布する。	6月頃
	「豪雨期を控えて」などのパンフレットを作成、配付する。	7月頃
	法吉地区町民体育大会で「防災リレー」など、防災意識を高揚する種目を実施する（法吉地区体育協会）。	9月頃
	公民館文化祭に防災ブースの設置、防災クイズなどを実施する（消防団等との協力）。	11月頃
	「ため池」や「河川」などをテーマとした防災ウォークを実施する。	通年
	外国人を対象とした防災研修・訓練を実施する。	6月頃
～地区の安全点検～	講演等を通じた防災意識の高揚や知識の付与とそれらを通して参加者の相互コミュニケーションの醸成を図る。	通年
	河川や急傾斜地、ため池等の点検を行う（消防団・自主防災隊）。	10月頃
災害時要配慮者の支援 のための仕組みづくり ～研修など～	各自治会に地区防災資源マップの更新を要請する。	3月
	災害時要配慮者リストの更新を行う（おねがい会員・まかせて会員事業 法吉地区社会福祉協議会）。	4月頃
	災害時要配慮者支援に関する研修会を実施する（おねがい会員・まかせて会員事業 法吉地区社会福祉協議会）。	5月頃
知識や技術の向上 ～防災訓練など～	女性や外国人に配慮した避難所掲示物（共通理解ルールやお知らせなど）を毎年作成・更新する。	6月～7月頃
	松江市、市消防本部等の指導を受け、次のような防災訓練を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・松江市消防団法吉分団・自主防災隊との合同行動訓練 ・土のう製作訓練・AED使用訓練 ・男女の役割を入れ替えた訓練（ex.炊き出しは男性が担当する） ・平日・昼間の防災訓練 ・災害時要配慮者の安否確認(地区社会福祉協議会) ・ボランティア対象の災害支援訓練をする(社会福祉協議会) など 	6月～7月頃
～原子力災害への対応～	原子力災害について避難の仕方などを確認する。	4月頃
	原子力災害について、図上訓練や実地訓練を行う。	9月頃

防災体制の確立 ～会議や研修～	法吉地区災害対策本部、自治会、自主防災隊などの活動体制や連絡体制を確認する。	4月
	法吉地区災害対策本部会議を開催する（事業計画、決算、地区防災計画の見直しなど）	6月・2月頃
	地区内自主防災隊の合同研修・訓練を実施する（平日・昼間の訓練など、実際に活動できる人などによる実践的な研修・訓練）。	11月頃
人材の確保と育成	防災士等育成研修の受講者を募る。	10月頃
防災備蓄資機材の見直し	公民館災害備蓄品の点検を行うとともに、防災関係者の意見を求める。	10月頃
事業計画の策定と地区 防災計画の見直し	1年間の防災活動を検証し、次年度の事業計画の検討に併せて法吉地区防災計画の見直しを行う。	3月頃

（２）今後実施を検討する活動

ここには、当面実施が困難と考えられるが、法吉地区自治会の防災上の課題として意識し、実施に向けた検討を進めるものを「課題」として列挙した。

「課題」は、その内容の検証を行いながら、適切な進行管理に努め、事業化を進めるものとする。

課題	内容	説明
自治会員の加入促進	法吉地区自治会連合会に「加入促進プロジェクトチーム」を設置し、自治会加入促進のための研究と実践を行う。	
マイ・タイムラインの普及	まつえマイ・タイムライン ⁹ の作成支援を行う。	当面、マイ・タイムラインの普及の進め方を検討する。
ため池災害への対応	ため池マップを作成する。	
	ため池の水利組合等と連携して、ため池災害を防止する仕組みを作る。	
浸水深の表示	希望する自治会を対象に、想定浸水深表示板等の設置を促進する。	(次ページ写真参照)
人材の確保と育成 1	訓練等に自治会内の災害対策従事経験者や資格取得者等の参加を募る。	
	防災士や防災指導員の資格取得講習会への積極的な参加を呼びかける。	防災士資格取得講習は2年に1人程度希望者を募る。
	防災士や防災指導員、医師、看護師、保健師、介護士、整体師、保育士等の専門職やその経験のある人のリストを作成する。あるいは自治会に作成を依頼する。	リストの作成など、誰がどのようにするのか、検討が必要である。

⁹ 松江市で作成された、災害時の自分の行動予定表（松江市橋北防災ガイドマップ28ページ）。

人材の確保と育成 2	松江市災害ボランティアセンターによるボランティアの募集・登録等の支援を行う（法吉地区社会福祉協議会連携）。	災害時には直ちに参加を呼びかける態勢を作る。
防災・災害対応体制の確立	法吉地区災害対策本部会議理事の半数を女性とする。	
	行政、学校、警察、消防等関係機関との連携・連絡体制を確立する。	定例的な意見交換会の開催、または災害本部への参画を求める。
	自治会員の携帯電話番号登録を促進する。	原子力災害に備える。
公民館の充実促進	地区防災ネットワークの核となる公民館の実現を促す。	
	緊急時に柔軟な対応ができる公民館の実現を促す。	
	公民館に災害対策本部避難所が設置されている場合などには 24 時間対応できるようにする。	

●防災福祉と自治会

過日、島根県主催防災安全講演会に参加した。講師は跡見学園女子大学教授 鍵屋 一さん。秋田県男鹿市のご出身で、演題は「防災福祉～避難行動要支援者と個別避難計画」である。

コロナウイルス感染拡大が叫ばれているさなかであり WEB 配信方式で行われたが、秋田弁を交えた、軽妙ながら力強い話し口は楽しく、そしていろいろ考えさせられた。

少しショックを受けたのは、岩手県の大槌町安渡地区では、地区の支援は「あらかじめ町内会に登録している（一定の自助努力を行っている）要配慮者を対象とする」としているということを知られたときだ。鍵谷先生は「町内会に入っていない人は見殺しにするってということ、町内会に入っていない人は助けないということ、すごいですねえ」と説明された。

この地区は先の東日本大震災で、住民の1割が亡くなられたそうだ。逃げない人を助けに一緒に死んだ人もいる。助けたくないのではない。登録をしてもらい、一緒に助かろうということである。しかし、厳しい経験がなければできない対応だ。

法吉地区でも、自治会に入っていない人をどこまで支援すべきかということがしばしば議論される。自治会活動を通して親しくなっていくことが多いし、自治会に入らない人は様子もわからず支援のしようもないという意見が強いように思う。自治会に加入してもらえればいいのだが、なかなか思うようにはいかない。安渡地区のように割り切るのも難しい。

また、鍵谷先生は正常化の偏見「自分は大丈夫」と思う心が一番の敵とも話された。自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価することだ。このために逃げ遅れたりする。防災訓練は、「逃げる」「備える」心のスイッチを入れる訓練でもある。特に避難行動要支援者については、地域のハザード（潜在的危険性）を知って、当事者等が話し合って避難計画を作る必要があるとも、一人対一人は責任が重くつらいから数人对数人がいいか、とも。

「自分1人で7~8人の方のお世話をしているが、防災訓練の時など安否確認が精一杯、いざというときに誰を助けるか選別などできない」といっていた民生児童委員さんを思い出した（K）。



想定浸水深表示例

6. 原子力災害時の対応体制

「原子力災害」とは原子力発電所などでの重大事故の発生により、大量の放射線物質や放射線が放出されて生じる事故をいう。特殊な災害である。もちろん自然災害ではない。

世界最初の原子力発電所は、1954年6月に運転を開始したソビエト連邦のオブニンスク原子力発電所とされており、70年ほど前のことである。原子力事故の発生件数も多くはない。したがって、ほとんどの人は被災の経験を持たない。

しかし、旧ソ連のチョルノービリ原発事故や東日本大震災の際の福島第一原子力発電所の例に見られるように、事故が生じた場合の被害は極めて甚大である。ロシアのウクライナ侵攻で、チョルノービリ原発、さらにザポリージャ原発が危険な状態になることがあったなど、今その危険性が高まっている。

原子力事故については、その特性から法吉地区単独でできることは限定されており、基本的には『松江市原子力災害広域避難計画』（以下「広域避難計画」という）に従って行動する考えである。

もとより、本計画は原子力発電の是非を問うものではない。ひたすら地区の安全安心を願うものである。正直なところ、迷いや疑問はたくさんある。今後の課題として整理し、具体的な対応を考えていきたい。

（１）原子力災害の特性

原子力災害は、風水害や地震などと違って 5 感で感じることはできず、被害の程度を自分で判断することはできない。専門的な知識やデータが必要であり、国、県、市等の指示や広報に基づいて行動しなければならない。これが基本的な相違であり、原子力災害の特性である。

また、福島第一原子力発電所事故の例が示すように、被害の程度によっては広域的な避難が必要であり、さらに避難が長期にわたることがあるというのも特性である。

先に述べたように、中国電力島根原子力発電所ではそのような原子力事故が起きないように十分な対応がとられているとされる。しかし、令和4年のロシアのウクライナ侵攻で原子力発電所が戦場となったなど、これも先に述べたが、「どんなに対策を講じたとしてもリスクは必ず残る、ゼロには絶対にならない」。

法吉地区としても地区として相応の対応を講じなければならない。

（２）法吉地区原子力災害対策本部

原子力事故が発生し松江市から要請があったとき、法吉地区では広域避難計画に示されているところから従って、直ちに「法吉地区原子力災害対策本部」¹⁰（この項において以下「地区原発災害対策本部」という。）を設置する。

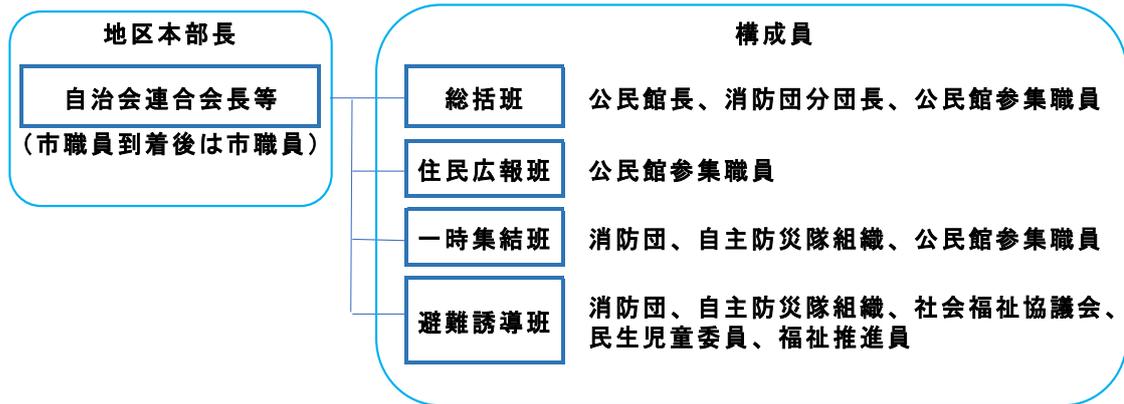
① 地区原発災害対策本部の組織と構成員

原発災害対策本部の組織は、松江市から示されている次ページの例と同様のものとする。

この構成員は、「法吉地区災害対策本部会議」と同様とし、構成員の所属班については「法吉地区災害対策本部会議設置要綱別表」に示す（松江市からの「公民館参集職員」については未確定）。

¹⁰本書4.(2)の法吉地区災害対策本部と組織、構成員は同じである。構成員の役割が異なるため、あえて異なる名称とした。

地区災害対策本部



② 期待される対応

地区原発災害対策本部には、次のような対応が期待されている。

- 地区内の情報把握・原発事故情報の共有
- 市本部が行う広報の補完
- 一時集結所の開設、避難者支援（受付等、市の活動の補助）
- 避難誘導が必要な要配慮者の把握、避難誘導
- 避難先での避難者対応

③ 各班の主な業務

地区原発災害対策本部の各班の主な業務は、広域避難計画の定めるところにより次のとおりとする。おり、それに従う。

総括班 市災害対策本部や各班との連絡調整、指示出し、周囲の放射線量率把握、本部要員の被ばく管理など

住民広報班 市の広報活動の補完、自治会員等からの問い合わせ対応など

一時集結班 一時集結所の開設可否の確認、開設及び総括班への開設連絡、集結人数・健康状態等の把握、安定ヨウ素剤配布補助・説明など（避難の際は、避難先での対応のため、原則1名は先頭車両へ同乗する）

避難誘導班 避難行動要支援者の把握誘導、避難支援など

【説明】

- 施設敷地緊急事態等の通報が原子力発電所の防災管理者からあった場合等に、松江市は松江市災害対策本部を設置する。
- 広域避難指示がなされた（またはその可能性が高い）場合には、市の災害対策本部の指示により現地対策本部に移行する（組織は変わらない）。
- 派遣されてきた市職員が、地区要員（地区災害対策本部構成員）から順次本部運営を引き継ぐ。
- 市職員に本部運営を引き継いだ地区要員は、自治会員等とともに広域避難（浜田市）を行う。
- 広域避難を行った地区要員は、次のとおり避難先（浜田市）において避難先災害対策本部を立ち上げ、避難者支援を行う。

(3) 避難先災害対策本部の設置と対応

避難初期は、浜田市職員の皆さんによって避難者支援が行われる予定である。

その後、地区原発災害対策本部ではできるだけ早く「法吉地区浜田避難者災害対策本部」（以下「浜田災害対策本部」という）を立ち上げ、次のとおり対応を進める。

- ① 組織の形、構成は基本的には地区災害対策本部会議のままとし、担当業務を変更する。
- ② 総括班は地区災害対策本部長を中心にできるだけ速やかに本部要員及び自治会長と連絡を取り、安否、所在を確認する。
- ③ 総括班は、災害対策本部を設置したことを、松江市災害対策本部及び浜田市に連絡する。
- ④ 浜田災害対策本部は、法吉地区の各団体、施設及び各自治会の構成員等の安否、所在を確認する。
- ⑤ 避難誘導班を中心に災害時要配慮者の安否、所在を確認する。
- ⑥ 浜田災害対策本部は、浜田市の避難所ごとに立ち上げられた「避難所運営委員会」を支援し、連携する。
- ⑦ 浜田災害対策本部は、避難所運営委員会と連携して必要な物資等を把握し、避難生活の安心、充足を図る。

(4) 留意事項

先に述べたように、原子力事故は全く経験したことがないし、目に見えない特殊な事故、災害である。また、万が一事故が起きれば避難が長期、遠隔地になることもある。このため、次のとおりいくつか留意しておきたいことがある。

- UPZ である法吉地区は、放射性物質の放出の時期や放出した場合の影響範囲を予測することができないため、放射性物質放出前の段階で、まず屋内退避の指示が出される。その後、放射性物質が放出され、法吉地区で放射線量の上昇が確認された場合は、環境中の放射線量を測定し、その値が避難等を実施する基準値を超過した場合に避難が指示される。このように、放射性物質が放出されたら直ちに避難を実施するというわけではないので、国・県・市の指示をよく聞き冷静に行動する必要がある。
- 浜田市に避難する場合、自家用車とバスの 2 つの方法があるが、身の回り品の運搬のことや浜田市での移動、生活を考えれば自家用車の方が望ましい。なお、市の避難計画では、自家用車避難の場合は渋滞抑制等の観点から原則乗り合わせによる避難を想定している（バス利用者は全体の 10 パーセントと想定されている）。
- 一時集結所は災害時の状況により変更となる可能性もあるので広報に十分注意する必要がある。
- 放射線は目に見えない。この意味でも広報に十分注意したい。

(5) 当面の対応

長期にわたり広域避難をし、互いに助け合って生きていくために求められているのは、避難先に現在の自治会組織に近い、「法吉のコミュニティ」を再構築することにほかならない。当然のことながら、そのためには相互の連絡手段の確保が必要である。

このような観点から、法吉地区各自治会と法吉地区自治会連合会が連携し、携帯電話を利用した地区全体の連絡網の設置を検討する。

原子力事故対応は難しい

原子力発電所で事故など起きることが本当にあるのだろうか、福島第一原子力発電所のことは知っているつもりだが、それでもどうにも実感がわかない。

ロシアのウクライナ侵攻でザポリージャ原発が攻撃された。令和3年の「島根原子力発電所に関する住民説明会では原子力発電所に対する武力攻撃は想定外という趣旨の説明があったが、現実のものとなった。こんなこともあるのだ。やはり対応は考えておかなければならない。しかし、どこまで考えていけばいいのだろうか。

事故が発生し、広域避難となったら基本的には浜田市まで行かなければならない。法吉地区はUPZ（島根原発2号機について市内全域（PAZを除く））だからまず屋内退避といわれても、PAZ（島根原発2号機について、概ね5kmの範囲）の人たちが避難するのを見て屋内でじっと退避していることができるだろうか、域避難所ではできるだけ速やかに自治会単位でまとまりを作っていくとされているが、一時集結所や避難経路所が分かれていてうまくいくだろうか。危機管理は最悪を想定すべしと言われるが、最悪を考えれば動けなくなってしまう。

万が一の場合には、法吉地区の1万人以上の人たちが浜田市に避難していくことになるかもしれない。避難所の候補となっているのは学校が多い。体育館などで寝泊まりすることになるだろうか。どのくらいの期間だろうか。これを法吉地区災害対策本部や自治会がお世話しきれんだろうか。連絡体制は確保できるだろうか。疑問はつきない。

令和2年2月、島根原発2号炉の再稼働について松江市長が同意した。島根県知事、島根県議会の同意などが得られれば、再稼働の条件が整うとされている。再稼働の日はそう遠くはなさそうだが、不安がつきまとう。

中国電力島根原子力発電所に対する不信感を持つ人も多い。最悪を想定した危機管理をしっかりとやっていただき、私の疑問や不安など、そりゃ杞憂だと笑い飛ばしてほしいものだ（K）。

7. 避難所の運営（初夏・豪雨・平日・昼間）

豪雨、地震等の災害のため、自宅では安全が確保できないと考えられるときは立ち退き避難をする必要がある。このため、松江市ではいくつかの避難所が指定されている（25 ページ参照）。

松江市で戦後の大きな災害といえればいくつか数えられるが、法吉地区で避難者があったという例はあまりない。平成 18 年豪雨災害の際には 1 組のご夫婦が法吉公民館に避難してきたといわれているが、記録はない。

はっきりしているのは、令和 3 年夏豪雨の際 4 人の方が避難してこられたということ、これだけであるが、いずれも数時間のうちに退去された。

してみれば、あまり「避難」に敏感になる必要はないかもしれない。しかし、いつ、どんな形で襲ってくるのかわからないのが災害である。準備を怠りなくしておきたい。

ここでは、初夏、平日、昼間の豪雨という条件下で法吉公民館及び法吉小学校が避難所となった場合の運営の例を示したが、その他のケース、例えば冬、夜の場合なども検討する必要がある。

（1）避難所運営の基本

避難所の設置、運営については、松江市の方で次のような基本方針が定められている。

- ① 開設する避難所は松江市災害対策本部で決定する。
- ② 避難所は被災者に安全安心を提供するとともに、生活再建の拠点として機能することを目指す。
- ③ 避難所は避難者だけでなく、在宅で避難生活を送る人も支援の対象とする。
- ④ 避難所の運営は自主運営を原則とする（避難生活が長期化する場合）。
- ⑤ 市及び地区の災害対策本部は、避難所の後方支援を行う。
- ⑥ 地域のライフラインが復旧すれば速やかに閉鎖する。

法吉地区災害対策本部も当然この方針に従うが、令和 3 年夏豪雨の際の法吉公民館への避難者の訪問は松江市災害対策本部の避難所開設決定がある前のことであった。公民館では、安全を求めて公民館を訪問していらっしゃった皆さんを温かく迎えたことはいうまでもない。このように、弾力的な運営を行うことは極めて大切なことだと思う。

なお、避難所を開設する場合、法吉地区ではまず法吉公民館を、公民館でまかないきれなくなった場合、法吉小学校体育館に移動、開設するということがされている。

また、被災地域が広域・甚大かつ長期化すると市職員が不足し、地区災害対策本部への支援要請が大きくなる可能性がある。

（2）避難所運営支援の基本

法吉地区災害対策本部は地元の隣人として、状況を見ながら、次のことに留意しつつ松江市災害対策本部や避難者の求めに応じて必要な対応を行うものとする。

- ⇒避難者に声掛けや避難所内の巡回を行うなど、きめ細かな対応を行う。
- ⇒洗濯物干しやトイレ、女性用更衣室など女性等に配慮した施設配置を行う。
- ⇒外国人の避難者がいた場合、文化、風習、言葉の違いに配慮しながら対応する。
- ⇒介助犬等は避難者の一部と考えて対応する（ペットは屋外）。

(3) 避難所運営の例

① 法吉公民館の場合

(受け入れは最大70人ほど。コロナ禍下ではその半分くらいと考えられる)

事項	松江市災害対策本部の指示による場合	自主避難の場合	備考
開設	公民館職員	公民館職員	施設利用図は作成済み
			毛布、飲料、おこわなど最低限のものは事前に搬入
			段ボールベッド等準備
避難者の受け入れ(受付)	市役所担当職員または公民館職員(地区災害対策本部が協力・支援)		受付用紙は市で用意(公民館にも準備されている) 市役所職員が来れば交代する
市災害対策本部への報告	市役所担当職員または公民館職員		避難者の福祉避難所への移動があり得ることを考慮する
避難所開設の周知・広報	市役所(災害対策本部)		
食料・物資等の管理・配給	市役所担当職員または公民館職員(地区災害対策本部が協力・支援)		
ボランティアの支援要請・対応	松江市災害ボランティアセンター		法吉地区社会福祉協議会連携
負傷者等の対応(消防署に通報、保健師の派遣要請)	市役所担当職員または公民館職員(地区災害対策本部が協力・支援)		

留意事項

- 短期の避難を想定している。
- 長期の開設が必要になった場合は次ページ「法吉小学校屋内体育館の場合」に準じる。

●屋内安全確保と公民館避難

令和3年夏豪雨の場合、公民館に避難して来た人たちは、自宅周辺が冠水し、外出したけれども自宅に帰ることができなくなったなどという人がほとんどであった。夜間の浸水であれば屋内安全確保、日中であれば動きがとれなくなった人が避難所を目指す、その避難所はまず公民館、今後ともそんな構図が考えやすい。

少なくとも豪雨災害の場合、夜、雨中、集団で避難、そういう発想は捨てた方がよさそうだ。第一、危険である(K)。

② 法吉小学校屋内体育館の場合

	事項	担当者等	説明	備考
初動期 (災害発生後概ね24時間)	生徒退避	法吉小学校教職員	保護者に引き渡し	
	避難所開設決定・諸連絡	松江市災害対策本部		
	体育館安全確認 設備等確認	市役所担当職員 法吉小学校教職員	法吉地区災害対策本部も 協力・支援 (消防団、自主防災隊)	<ul style="list-style-type: none"> ・収容スペース、立ち入り禁止スペースなど確認(職員室など立ち入り禁止) ・要配慮者避難スペース確保 ・トイレ、更衣室等確保可能か学校施設を確認 ・水道、電話、放送施設等々利用の可否確認 ・災害救助用物資は公民館防災倉庫に保管 ・開設に関し地区災害対策本部の支援が必要な場合がある
	受付準備	松江市職員 (法吉小学校教職員・地区災害対策本部と連携して)	受付設置 受付用紙 看板 施設表示 等	
	開設 (法吉小学校体育館)		松江市地域防災計画「食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備」に掲げられている食料等が搬入されると考えられる	
	避難者の受け入れ (受付)		災害時に支援が必要な避難者については、教室棟への避難や福祉避難所への移動があり得ることを考慮する	
	避難所開設の周知・広報	松江市災害対策本部		
食料・物資等の管理・配給	松江市職員 (地区災害対策本部と連携して)		物資配給等、担当委員等が支援	
(概ね2日目～3週間) 展開期～安定期	避難所運営委員会設置	避難者の代表 松江市職員 法吉小学校教職員 地区災害対策本部代表	避難所の運営組織 スペースの割り振り 食料・物資等の配分 ボランティアの支援要請 地区の支援要不要 その他必要事項協議	
	ボランティアの支援要請	松江市災害ボランティアセンター	法吉地区社会福祉協議会連携	
	負傷者等の対応 (消防署に通報、保健師の派遣要請)	市役所担当職員		

留意事項

- 屋内体育館には冷暖房設備はない。
- 屋内体育館には大人用・洋式のトイレは少ない。

8. 防災関係施設・資機材等リスト

(1) 避難所

類別	施設名	住所	電話番号	備考
一次避難所	自治会ごとに設置する			設置されていないところもある
指定避難所	法吉公民館	比津町 308-4	TEL 21-4966 TEL 65-0134	
	法吉小学校	比津町 532	TEL 21-5354	福祉避難所 ¹¹ (兼)
	法吉保育所	春日町 489-1	TEL 21-0307	
	比津ヶ丘保育園	比津が丘 4-2-34	TEL 26-2025	
	みずうみ保育園 体育館	法吉町 627-1	TEL 33-7549	福祉避難所

(2) 関連機関の電話番号等

種別	機関等の名称	住所	電話	備考
松江市	防災危機管理課	末次町 86	TEL 55-5115	
	原子力安全対策課		TEL 55-5616	
	河川課		TEL 55-5641	
	松江市消防本部	学園南 1-17-3	TEL 31-9119	
警察	比津交番所	比津町 459-1	TEL 21-0705	
公民館	法吉公民館	比津町 308-4	TEL 21-4966 TEL 65-0134	再掲

¹¹ 市が指定した学校施設等の避難所では避難生活が困難な、高齢者や障がい者などのうち、特別の配慮を必要とする方が避難する施設（松江市「暮らしのガイド」）

(3) 保有資機材リスト

法吉公民館防災倉庫 資機材 (令和4年1月現在)			
No.	資機材名		数量
1	毛布		90
2	ブルーシート		10
3	救助工具セット		1
4	担架 (折りたたみ式)		3
5	発電機		1
6	混合油 (缶)		1
7	ガスパワー発電機		1
8	投光器		1
9	コードリール (30m巻)		1
10	ヘルメット		54
11	軍手		48
12	メガホン(拡声器)		1
13	食器セット	椀	200
14		皿	200
15		スプーン	200
16	防塵メガネ		5
17	スコップ		2
18	長尺バール		1
19	てみ		2
20	土のう袋		300
21	かまど		1
22	ガスコンロ		1
23	コンテナカー (アルミ製台車)		1
24	アルミ製リヤカー		(1) 和室側軒下
25	バケツ (ブリキ製)		3
26	水中ポンプ		2
27	防災倉庫		1
28	ヘッドライト		30
29	簡易テント		2
30	チェーンブロック		1
31	ラジオライト		1
32	防護服(原子力災害)		10
33	防毒マスク(原子力災害)		20
34	防毒マスクフィルター(原子力災害)		20(40)
35	長靴(原子力災害)		20
36	シューズカバー(原子力災害)		20
37	ゴム手袋(緑・白)(原子力災害)		20
38	のぼり旗		5
39	簡易ベッド		1セット
40	間仕切り		2セット
防災倉庫外保管資機材・備蓄食料			
備蓄食料(水/α米/ビスケット)		100食(調理室)	
ガス発電機ボンベ		事務室	
簡易ベッド		(3セット) 研修室倉庫	
間仕切り		(5セット) 研修室倉庫	
床用マット		(1箱) 研修室倉庫	
法吉小学校			
安定ヨウ素剤		児童分	

9. 災害への対応（タイムライン）

防災のタイムラインは、防災関係機関などが災害の発生を前提に、どの主体が、いつ、どのような対応を行うかを、時系列的に整理し、まとめたものである。

ここに示した対応、行動は決して一律なものではなく、役員等の義務を表すものでもない。一つの目安としてご理解いただきたい。

（1）豪雨災害

警戒レベル	1	2	3	4	警戒レベル4までに必ず避難（屋内安全確保等を含む）	5
避難情報等	早期注意情報（気象庁）	大雨・洪水注意報（気象庁）	高齢者等避難＊（松江市）	避難指示（松江市）		緊急安全確保（松江市）
説明	大雨や台風などの予報に注意する段階		高齢の方や障がいのある方など避難に時間の要する人やその支援者は危険な場所から避難する段階	危険な場所から全員避難する段階		すでに災害が発生・切迫している段階
自治会員等の行動	防災屋外スピーカー、マープルなどのテレビ放送、防災メールなど災害情報に注意 災害情報から屋内避難で対応可能かなど、ハザードマップを見て検討 （判断に困った場合自治会長等に相談）		自宅での安全確保が困難と考えられる場合は、自治会役員・支援者と相談し立退き避難（指定避難所、一時避難所等）	自宅での安全確保が困難と考えられる場合は、支援者と相談し立退き避難（指定避難所、一時避難所等）		直ちに身の安全を確保命を守るための行動をとる
自治会長や自治会役員、民生児童委員、福祉推進員等の対応	防災グッズの点検 非常用持出品の確認 災害時要支援者の安否確認		自治会内役員と必要な連絡 ・自主防災隊長 ・民生児童委員 ・福祉推進員 等	必要に応じ ・自治会内避難状況確認 ・市・地区災害対策本部等へ自治会状況を報告 ・消防・警察等への支援要請		必要に応じ、市消防・警察等への支援要請
法吉地区災害対策本部の対応	情報収集・危険箇所の点検等		災害対策本部長等公民館へ参集	災害対策本部設置、松江市災害対策本部に報告 災害対策本部から本部構成員および自治会長に現状について「みんなのメール」等により一斉連絡 必要に応じ消防・警察等に連絡 公民館 屋外スピーカーで状況広報 避難所開設・運営の支援準備		地区内の情報収集・対応
松江市等の対応	情報収集・危険箇所の点検 災害対策本部設置の準備 等		松江市災害対策本部設置 小中学校の対応 学園ごとに学校長判断 【千鳥の杜学園】 法吉小、城北小、内中原小、生馬小、一中	小中学校一斉休校 避難所開設（避難所の設置、運営については「4、（6）避難所の運営」参照）	危険地区の災害対応	

＊高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保は、気象庁が発表する大雨警報や土砂災害警戒等から危険度を総合的に判断して、市町村が発令する。

(2) 地震災害（震度 6 弱以上を想定）

（突発型。復興までの時間が長期にわたる場合の例）

経過時間	初動対応		応急対応			復旧期	復興期
	発災直後	1 時間まで	6時間まで	1 日まで	3日まで	2 週間まで	1 か月後
説明	地震発生 ・建物倒壊、出火が始まる ・停電、断水、ガスが止まる	救命救急活動 火災が拡大 二次災害の呼びかけ	被害の中心地や範囲が判明	自衛隊が到着	広域火災が鎮火、停電解消 ボランティア支援開始 生き埋めなどの生存率低下	行方不明者の捜索完了 仮設住宅の建設 水道やガスの復旧	仮設住宅入居開始
自治会員等の行動	身の回りの安全確保 火元の確認、出火防止	自宅が危険で一時避難所がある場合、一時避難所へ参集	自宅が危険な場合、避難所へ移動	自宅復旧活動	自宅復旧活動 ボランティア活動		自宅復旧
自治会長や自治会役員、民生児童委員、福祉推進員等の対応		安否確認や被害情報収集 地区の見回り開始 災害時要配慮者支援 自宅待機者等確認	自治会員の避難所への誘導・支援 自宅待機者等再確認	自治会内の状況再確認 避難所の運営支援			災害対応終了 自宅復旧
法吉地区災害対策本部の対応	身の回りの安全確保 情報収集開始	地区災害対策本部設置 安否確認や被害情報収集 地区の見回り開始 災害時要配慮者支援	避難所開設準備 資機材の搬入・設置 自宅待機者等再確認 災害対策本部から本部構成員および自治会長に現状について「みんなのメール」等により一斉連絡	給水、給食活動 避難者の体調管理 避難所の運営支援 地区内ボランティアの参加呼びかけ	ボランティアと連携開始 在宅避難者の把握と支援		地区災害対策本部解散（状況に応じて）
松江市の対応	松江市災害対策本部設置（職員参集）	防災行政無線で、住民へ注意喚起の放送 被害状況調査	避難所担当職員が避難所を開設	支援物資の配送 ボランティアの参加呼びかけ	ボランティアセンター開設 ボランティアの参加呼びかけ 応急危険度判定	住家被害認定調査	罹災証明書発行

※震度6弱以上を想定（熊本地震を踏まえて熊本県が作成されたタイムラインを参考にさせていただきました）

(3) 中国電力島根 2 号機原子力事故

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	原子力災害の発生	避難期
一般的な出来事	○事故発生 (原子炉へ注水する通常の機能が喪失、全交流電源喪失など)	○事故の拡大 (原子炉に注水する非常用の機能が一部が喪失、全交流電源喪失が 30 分以上継続するなど)	○重大事故の発生 (炉心冷却機能喪失など)	○大量の放射性物質が環境へ放出	○広域避難 ・ 自家用車、またはバスで、まず浜州市内避難経由所に向かい、その後用意された避難所に分散(自家用車9割、バス1割の想定) ※親戚、知人のお宅に避難することも可能
事態の説明	住民への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所において事故等の異常事態の発生又はそのおそれがあるため、国、県、市などの防災関係機関が情報収集や防護措置実施準備のための災害体制を敷く段階。	原子力発電所において住民に放射線による影響をもたらす可能性のある事故等が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。	原子力発電所において住民に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態であり、PAZ の住民は速やかに広域避難を実施する。また、UPZ の住民は、屋内退避を実施しながら避難準備を行う。 (事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じて段階的に避難等の予防的措置を実施する場合もある)	原子力発電所の放射性物質を閉じ込める機能が喪失し、放射物質が異常な水準で環境に放出された段階 (放射性物質は風向風速等の気象条件によって拡散する地域にはばらつきがあるため即時市内全域に拡散することはないが、事故の急速な進展や気象の不確実性を考慮して屋内退避を実施しつつ避難指示に備える)	放射性物質の放出状況を踏まえ、防護措置を実施すべき区域を設定 法吉地区の避難所は浜田市住居ごとの避難経由所は次のとおり ・ 黒田町-浜田市国分海水浴場 ・ 比津町・比津が丘一丁目～五丁目-県立浜田高校 ・ 春日町・西法吉町・法吉町-浜田市旭公園 (浜田市職員が避難所に案内)
自治会員等の行動		○身の安全の確保 ○学校や幼稚園・保育所等へ子どもを迎えに行く ○一時集結所で安定ヨウ素剤を受領 ※一時集結所 法吉小学校 城北小学校 松江北高等学校 ○屋内退避準備	○身の安全の確保 ○屋内退避 ○一時集結所で安定ヨウ素剤を受領 ○学校や幼稚園・保育所等へ子どもを迎えに行く(各施設では屋内退避を実施しつつ保護者へ引き渡しを継続) ○要配慮者の避難準備開始 ○避難行動要支援者と避難支援等関係者は連絡を取り合い避難準備をする。	○身の安全の確保 ○屋内退避 ○長期の避難生活を想定した避難準備 ○要配慮者の避難準備開始 ○避難行動要支援者と避難支援等関係者は連絡を取り合い避難準備をする。 ★一時集結所で安定ヨウ素剤を受領 ★学校や幼稚園・保育所等へ子どもを迎えに行く(各施設では屋内退避を実施しつつ保護者へ引き渡しを継続) ※★の対応は放射性物質の放出の状況により中止することがある	○避難指示が出されたら浜田市へ避難(バス避難の場合は一時集結所へ集合) ※一時集結所 法吉小学校-比津町・比津が丘一丁目～五丁目 城北小学校-春日町・西法吉町・法吉町 松江北高等学校-黒田町 ○一時集結所で安定ヨウ素剤を受領 ※児童・生徒が残っている学校、幼稚園・保育所等は浜田市へ避難し避難先で児童・生徒を保護者へ引き渡す
自治会長や自治会役員、民生児童委員、福祉推進員等の対応 (地区災害対策本部以外の者)	身の回りの安全確保	○身の安全確保 ○屋内退避準備 ○自治会員安否確認や情報収集 ○避難行動要支援者の把握 ○地区災害対策本部との情報共有	○身の安全確保 ○屋内退避 ○長期の避難生活を想定した避難準備 ○自治会役員等の相互の行動予定確認 ○避難行動要支援者の把握 ○地区災害対策本部との情報共有	○身の安全確保 ○屋内退避 ○長期の避難生活を想定した避難準備 ○自治会役員等の相互の行動予定確認 ○避難行動要支援者の把握 ○地区災害対策本部との情報共有	○避難指示が出されたら浜田市へ避難(バス避難の場合は一時集結所へ集合) ※一時集結所 法吉小学校 城北小学校 松江北高等学校 ○避難行動要支援者の避難支援 ○避難先での避難所運営委員会の立ち上げ
法吉地区災害対策本部の対応	情報収集	○身の安全確保 ○地区災害対策本部設置 →各班で業務遂行 ・ 地区住民への広報活動 ・ 一時集結所の開設及び運営補助 ・ 安定ヨウ素剤の配布準備及び配布補助 ・ 避難行動要支援者の把握など	○身の安全確保 ○地区災害対策本部運営 →各班で業務遂行 ・ 地区住民への広報活動 ・ 一時集結所の運営補助 ・ 安定ヨウ素剤の配布補助 ・ 避難行動要支援者の把握など	○身の安全確保 ○地区災害対策本部運営 →各班で業務遂行 ・ 地区住民への広報活動 ・ 一時集結所の運営補助 ・ 安定ヨウ素剤の配布補助 ・ 避難行動要支援者の把握など	○市職員に役割を引き継ぎ広域避難を実施(避難行動要支援者の避難支援を行いながら避難) ○避難先で避難先現地災害対策本部の設置及び運営 ・ 避難者支援 ・ 避難先自治体との連携 ・ 避難所運営委員会への支援
松江市の対応	○原子力事故対策会議の設置 ○住民への広報・情報提供(以降継続) ○PAZ での安定ヨウ素剤の配布準備	○法吉地区災害対策本部設置要請 ○公民館参集職員等の派遣 ○災害対策本部設置 ○PAZ での安定ヨウ素剤配布 ○PAZ 施設敷地緊急事態要避難者への避難指示 ○UPZ での安定ヨウ素剤の配布準備及び配布(以降継続)	○PAZ 住民への避難指示 ○UPZ 住民への屋内退避指示		○放射性物質の放出状況を踏まえ、防護措置を実施すべき区域を設定 ○地区災害対策本部を現地災害対策本部へ移行

- ・ 住民の広域避難のルール等の詳細は、松江市広域避難計画第 2 章を参照
- ・ 地区災害対策本部の役割の詳細は、松江市広域避難計画第 3 章を参照

10. おわりに

『法吉地区防災計画』は、法吉地区災害対策本部会議の中に作った「法吉地区防災計画策定委員会」という小委員会が中心となって策定しました。

小委員会の委員数は6人という小規模なもので、検討期間は4ヶ月、委員会開催数は3回ほどです。新型コロナウイルスの感染拡大で急遽開催を中止したこともあり、委員の皆さんにご苦勞をおかけしましたが、皆さんの熱心な取り組みと、助言者としてご参加いただいた松江市防災危機管理課、法吉小学校、松江市警察署比津交番所の方々のご助言により、具体的で深みのある計画ができたのではないかと考えています。委員の皆さん、多くの貴重な助言をくださった助言者の皆さんに深く感謝申し上げます。

なお策定委員会は、令和4年度になって「法吉地区防災計画推進委員会」と名称を変え、若干の構成員の変更もし、これからは『法吉地区防災計画』の円滑な推進を担当していただくことになっています。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

助言者の皆さんにも、変わらないご指導をお願い申し上げます。

また、原子力事故対応については一言申し添えたいと思います。

私ごとですが、計画策定作業開始当初は原子力事故についての知識も乏しく事故の想像さえもつかず、原子力問題は地区防災計画の範疇外ではないかとさえ思っていました。ところが、多くの方々からこれは大切なことだと叱咤激励され、さらに松江市原子力安全対策課の皆さんに懇切なご指導をいただき、やっとまとめることができました。ご助言ご指導をいただいた皆様に、改めて深く感謝申し上げます。

ただ、この原子力事故についてはいまだにわからないことが多く、対応をはっきりお示しできないところがあると反省しています。引き続きご指導をお願いする次第です。

計画を作成する際に当たっては、熊本県がお作りになった『作ってみよう地区防災計画』～地区防災計画の参考例～を参考にさせていただきました。ことに熊本地震の経験が反映されていると思われる「地区タイムライン（地震版）」は大変参考になり、そのまま使わせていただいたところもあります。

熊本県庁の方に、電話でしたがお礼とお詫びを申し上げたところ、快くご了解と励ましをいただきました。改めて心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

今後、この計画について広く広報し、またこの計画に基づいて毎年の事業計画を立てていきたいと考えています。そして、必要に応じて計画自体を見直していく考えです。

皆さんに防災を自分自身のこととして捉えていただき、一緒に計画のバージョンアップを図り、「住みたいまち住み続けたいまち法吉」が実現していくことができたらと心から願っています。

なお、しつこく申し上げますが、計画を作り、組織を整えても、一人ひとりが防災をしっかり意識し、まず自分の身は自分で守ることを心がけなければ防災は実現しません。最後に、そのことを強く訴えておきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします（K）。